

第81回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年2月22日(木) 午後1時20分から午後2時20分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第3会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	欠席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	出席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	出席	○	
16	竹内光明	出席	○	
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田磨仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 転用許可（一時転用）に係る事業の完了について
報告第6号 県許可案件の許可状況について
報告第7号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和6年2月22日 午後1時20分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第81回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、岡本富博委員から欠席の連絡を頂いております。それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を吉田勝博委員と竹内光明委員にお願いいたします。それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく申し上げます。議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が9件提出されております。
1番です。
新在家一丁目の田■■■■■につきまして、「平成15年から、貸露天駐車場として利用している」との申請です。
2番です。
上手野の田■■■■■につきまして、「平成12年以前より、山林となっている」との申請です。
3番です。
東今宿二丁目の田■■■■■につきまして、「平成12年以前より、店舗敷地の一部として利用している」との申請です。

4番です。

安富町植木野の畑[]につきて、「平成3年以前より、庭として利用している」との申請です。

5番です。

夢前町山之内の畑5筆[]につきて、「平成10年以前より、山林及び宅地の一部となっている」との申請です。

6番です。

夢前町山之内の田[]につきて、「平成10年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

7番です。

御国野町御着の畑[]につきて、「平成9年以前より、地藏堂敷地として利用している」との申請です。

8番です。

四郷町明田の畑[]につきて、「平成11年以前より、原野となっている」との申請です。

9番です。

山田町西山田の畑3筆[]につきて、「平成12年以前より、進入路及び住宅敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P6）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、26件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

1番6番7番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、9番のうち2筆と17番が譲受人の耕作地であるほかは、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人はいずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から4番につきては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件で

す。いずれも営農計画書が添付されております。

1番です。

砥堀の田 [] につきまして、広畑区蒲田の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「キャベツ、ブロッコリー」となっております。なお、申請地に設置されている [] の農業用倉庫については、4条転用受理済みとなっております。農業を始めることとなった動機としましては、 []

[] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「面積が小規模で農業経験が十分あるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

2番です。

夢前町護持の田、畑2筆計 [] につきまして、夢前町護持の [] が、 [] から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。作付作物は「いちじく」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「自宅に隣接しており、農業経験が認められるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番です。

安富町植木野の畑2筆計 [] につきまして、安富町植木野の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「柿、栗、サツマイモ、ジャガイモ、トウモロコシ」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「面積が小さく、農業経験も十分あるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

4番です。

花田町一本松の田 [] につきまして、花田町一本松の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「十分な農業経験があることから、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

5番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

5番です。

余部区上余部の田2筆 [] につきまして、余部区上川原の [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

6番です。

奥山の畑 [] につきまして、奥山の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「さつまいも、落花生」となっております。

7番です。

広畑区才の田 [] につきまして、広畑区才の [] が、 []

から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稻」となっております

8番です。

相野の田、畑4筆 につきまして、西脇の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「露地野菜、果樹」となっております。

9番です。

夢前町前之庄の田3筆 につきまして、白鳥台の が、 から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。申請地の内2筆は譲受人の耕作地であるため、この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「大豆」となっております。

10番です。

夢前町神種の田 につきまして、夢前町神種の が、 から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番12番です。

車崎の が、夢前町芦田の田5筆 につきまして、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

13番14番です。

夢前町芦田の が、夢前町芦田の田2筆 につきまして、 から「借り受けたい」との賃借権設定の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「露地野菜、育苗、麦」となっております。

15番です。

夢前町山之内の田、畑4筆 につきまして、夢前町山之内丙の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

16番17番です。

安富町塩野の が、安富町塩野の田4筆 につきまして、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地の内1筆は譲受人の耕作地であるため、この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

18番です。

安富町狭戸の田2筆 につきまして、安富町狭戸の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

19番です。

安富町皆河の田3筆 [] につきまして、安富町皆河の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

20番です。

船津町の田 [] につきまして、城北新町の [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

21番です。

飾東町豊国の田 [] につきまして、飾東町豊国の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

22番です。

豊富町豊富の田 [] につきまして、豊富町豊富の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稲、露地野菜」となっております。

23番です。

豊富町御蔭の田 [] につきまして、豊富町御蔭の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

24番です。

山田町北山田の田2筆 [] につきまして、山田町北山田の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

[]

25番です。

別所町佐土新の田 [] につきまして、加古川市の [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

[]

26番です。

別所町佐土新の田5筆 [] につきまして、御国野町国分寺の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

・・・

議長 26番の譲受人ですが、今回の申請は果樹となっておりますが、トータルで[]
[]ほど所有することになりますが、作付作物の内訳はわかりますか。

委員 私の方から報告します。現在耕作面積で[]
[]となっております。

議長 ありがとうございます。相当広い面積ですが、現在所有されている農地の管理
状況は、どうですか。

委員 それはきちっと適正に管理されています。何度も確認してきています。

議長 ありがとうございます。ほかに、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断
される方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。
次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、各地区協議会の意見では、1
番から4番まで聞き取り調査を省略する、ということでしたが、こちらについて
なにかご意見等ありますでしょうか。

各委員 ……。

議長 それでは、聞き取り調査を省略する、ということで、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、決定とします。
それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び
「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号(P7)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出さ
れております。参考資料もあわせてご覧ください。

都市計画区域外の夢前町護持の田[]につきまして、「太陽光発電設備を
設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、その他の農地の「第2
種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他
に事業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきまし
ては、出力50kW未満の小規模太陽光施設となっており、「転用に必要な資
力」につきましても、確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につ
きましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農
業への支障はないものと考えております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の
審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として2件提出されております。

どちらも調整区域の案件で、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、どちらも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

香寺町須加院の畑[]につきまして、「農業用倉庫への出入口として利用したい」との確認申請です。申請地は、「農用地区域内農地」ですが、今年1月18日付で用途区分が農業用施設用地へ変更されたとの通知が添付されております。現況はすでに「転用済み」となっております。

2番です。

山田町北山田の田[]につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「転用済み」となっております。

どちらの案件も、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P8)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

4番の案件でございますが、申請者から隣接農地の同意書が追加で1名分提出されましたので、「備考」の隣接農地の同意はすべてあり、に訂正をお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、5件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

1番から4番が都市計画区域外の案件、5番が調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町前之庄の田 [] につきまして、 [] が、「賃借権で借り受けて、貸露天駐車場として利用したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 []

[] となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

2番です。

夢前町戸倉の田 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、出力50kW未満の小規模太陽光施設で、その敷地の用に供する部分の事業面積は [] となっており、景観条例の手続きは不要とされています。

3番です。

夢前町新庄の田 [] につきまして、 [] が、「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活上必要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、 []

[] となっております。「他の許可等を受ける必要」につきましては、河川占用許可が申請中となっております。

4番です。

安富町安志の田 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、出力50kW未満の小規模太陽光施設で、その敷地の用に供する部分の事業面積は [] となっており、景観条例の手続きは不要とされています。「他の許可等を受ける必要」につきましては、事業計画事前申請が申請済み、宅造規制に関する届出書を提出済みとなっております。

5番です。

船津町の田 [] につきまして、 [] が、母から「使用貸借権で借り受けて、住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。現況にはすでに [] が建っており、このことにつきまして始末書が添付されております。「事業内容」につきましては、 []

[] となっております。「他の許可等を受ける必要」につきましては、建築許可が申請済となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。

1番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

委員



議長

はい、報告、ありがとうございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。
次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P8)を説明する。
〔農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である(公社)ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。参考資料もあわせてご覧ください。

農業委員会としましては、賃借権の設定等を受けようとする者について、次の点を満たしているかどうかを確認した上で、意見を提出することとなっています。

- ①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。
- ②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ③法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしているか否か。

今回の権利設定は、いずれも使用貸借によるもので、旧受け手から新たな受け手への移転として、への移転が6筆、5,835㎡、への移転が8筆、17,963㎡となっています。ひょうご農林機構預かり分について新たな受け手への再設定として、への設定が51筆、93,196㎡、への設定が2筆、2,194㎡となっています。合計で「6件、67筆、119,188㎡」の計画となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に、報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号（P17）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、新規農家2件の聞き取り調査を、2月7日に実施していただきました。
当日は、どちらも本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、どちらも同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。

議 長

報告ありがとうございます。
それでは、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。

委 員

[Redacted]

議 長

報告ありがとうございました。
なにか、ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですね。
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号（P17）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、1月5日から2月8日の間に受け付けたもの、15件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

15番の案件は備考に「一時転用」となっていますが、期間はいつまでですか。

事 務 局

こちらは市街化区域における転用の届出のため、本来一時転用の考えはありません。手続きとしては、転用後、一時利用が終了しましたら転用の取消しと農地確認をすることになります。しかしながら、届出書に半年間の一時転用と記載がありましたので、参考として備考に記載しています。ですので、半年後に取消願と農地確認がなされることになると思われます。

議 長

ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P20～P25）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、1月5日から2月8日の間に受け付けたもの27件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P26～P27）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、使用貸借契約の解約の通知が8件ございました。利用権に該当するものは5件で、うち中間管理事業に該当するものは2件です。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですね。
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号（P27）を説明する。
〔転用許可（一時転用）に係る事業の完了について〕

県知事の一時転用許可をうけて農地転用を行っていたものについて、転用事業の完了及び農地復元報告が1件ありましたので、ご報告いたします。

都市計画区域外の安富町狭戸の田3筆[]について、[]が、令和5年3月15日付で許可を受け露天資材置場に一時転用をしておりますが、転用事業が完了し農地に復元した旨の報告がありました。

事務局において現況確認を行い、農地に復元されていることを確認しております。また、本日、現地調査班による現地調査を行っていただき、現況は農地に復元されておりますことを確認していただいております。

以上、よろしくご確認をお願いいたします。

議長

農地確認について、メンバーの委員から現地調査の概要報告をお願いします。

委員

[]

議長 はい、報告、ありがとうございました。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 ないようですね。
次に報告第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第6号（P28～P30）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、1月において18件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長 報告、有り難うございます。確認をお願いします。
次に報告第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第7号（P31）を説明する。
〔県農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、12月の会長決裁分です。
養鶏を営んでいる飾東町志吹の [] につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果として、 [] は令和5年12月26日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

委員 当該地では別の会社が養鶏を行っていたと思いますが、その会社との関係はわかりますか。

事務局 以前の会社が今回の会社と合併し、今の会社に名前が変わっています。

議長 よろしいですか。
ほかに、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 ないようですね。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各委員 ……。

議長 ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

（午後2時20分 終了）

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

吉 田 勝 博

(署名委員)

竹 内 光 明
